

番号	分類	ご質問	回答
1	分野・領域	複数の研究分野・研究領域にまたがるテーマでの応募は可能ですか。	研究提案が複数の分野・領域にまたがる内容であるということは想定されますが、応募に際しては3分野4領域のいずれか一つを選択いただく必要がございます。 各研究分野の説明を踏まえ、審査および採択後の課題推進に適切と考えられる分野・領域をご選択ください。
2	提案書	提案書様式7の「決裁番号」とはなんですか。 また、決裁番号の記載は必須ですか。	決裁番号とは、ご所属機関において申請書類が正式に承認・決裁された際に付与される管理番号です。 本プログラムは、研究代表機関からの協力も必要不可欠です。 研究代表機関として、本プログラムへの応募に合意している旨を確認させていただきたく、様式7をご提出いただきます。 然るべき機関長によるご承認の確認として、機関の決裁における決裁番号を記載頂けますと幸いです。
3	提案書	ODA要請書と日本側の研究提案書の内容は、どの程度一致している必要がありますか。	ODA要請書と日本側提案書で様式が異なるため、プロジェクト全体として整合性が確保されていれば、記載内容を完全に一致させる必要はありません。 大幅な変更がある場合は、提案書様式5の「【参考】相手国研究機関からの協力要請」欄に、その内容をご記載ください。 なお、英語の提案課題名・日本側研究代表者・相手国側研究代表者の情報は、両書類で一致させてください。
4	提案書	ODA要請書の提出後、日本側提案書において相手国側の研究代表機関を変更することは可能ですか。	ODA要請書と日本側提案書の適合確認では、英語の提案課題名、日本側研究代表者、相手国側研究代表者の一致を確認しております。 相手国の代表者変更する場合は、適合確認ができるよう、提案課題名と日本側研究代表者名を必ず一致させてください。 提案書様式5の「【参考】相手国研究機関からの協力要請」に、ODA要請書と相手国研究者が異なる旨をご記載ください。
5	提案書	英語での提案は可能ですか。 日本語での提案と比べて、選考で不利な影響はありますか。	英語での提案も可能です。面接選考も英語で実施いただけます。 英語での提案を理由として、選考で不利に評価されることはありません。 英語版の公募要領および提案書様式は、9月中にWEBサイトへ掲載予定です。 e-Radには日本語の入力が必要な項目がありますので、必要に応じて周囲の協力を得てご対応ください。

6	ODA要請書	ODA要請書が締切に間に合わなかった場合、その要請書を次年度以降に活用することは可能ですか。	締切後に提出された要請書については、次年度の選考において有効なものとして取り扱われる可能性があります。最終的な取扱いの外務省との協議を踏まえて決定されるため、明確に申し上げることができません。
7	ODA要請書	複数国との共同研究の場合、すべての参加国からODA要請が必要ですか。	共同研究に参加するすべての参加国からODA要請が必要です。 締切までに全ての相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、選考要件未達と判断され、選考対象から外れます。
8	実施体制 (業務調整員)	共同研究者として参加するコンサルタントが、業務調整員を兼務することは可能ですか。	「JICAが業務調整員を派遣する場合」は、研究者と業務調整員とを兼務することはできない制度としています。他方、「JICAが業務調整員を派遣しない場合」は研究者が業務調整役を兼ねることも可能としており、研究者として参加するコンサルタントが業務調整役を担っていただくことも可能です。どちらのケースも様々なケースが想定され一概にお答えできないところもあり個別に相談ください。
9	実施体制 (業務調整員)	長期派遣される在外研究員、業務調整員に年齢制限はありますか。	年齢制限は設けておりませんが、厳しい環境下で業務に従事いただくことがあるため、健康状態によっては派遣を見合わせる場合がございます。
10	実施体制 (日本側)	実施中プロジェクトの研究代表者が、別のプロジェクトに共同研究者として参画することは可能ですか。	実施中プロジェクトの研究代表者であっても、新規提案の主たる共同研究者になることは可能です。 ただし、エフォートを適切に確保できるか、研究資金の不合理な重複・過度の集中に該当するか、は選考時に考慮される可能性があります。 なお、既存課題の進捗に関わる場合もありますので、既存課題の管理の観点から、JST課題担当や研究主幹に事前にご相談いただけますと幸いです。 詳しくはR9公募要領「5.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご覧ください。
11	実施体制 (日本側)	第三国の研究機関に所属する研究者がプロジェクトに参画する場合、日本側の研究代表機関または主たる共同研究機関における身分を有している必要がありますか。	第三国の研究機関に所属する研究者がプロジェクトに参画する場合、研究参画機関（研究代表機関もしくは主たる共同研究機関）での身分（客員研究員等）を有し、その所属機関の管轄下である事が必須です。
12	実施体制 (日本側)	常勤・専任ではない研究者がプロジェクトに参画することは可能ですか。	常勤・専任でなくても参画いただくことは可能です。その際、国内の研究機関に所属している必要があります。なお、第三国の研究機関にも所属している場合は、No.11の通り、研究参画機関（研究代表機関もしくは主たる共同研究機関）での身分を有し、その所属機関の管轄下である事が必須です。

13	実施体制 (企業)	大学発ベンチャーを研究代表機関とする提案は可能ですか。	研究費を適切に執行できる体制が整っていれば、民間企業が研究代表機関を務めることも可能です。 公募要領「Q&A・お問合せ 2.3 企業の参画について」もご参照ください。
14	実施体制 (企業)	研究成果の商業化により収益を得ることを想定している場合、応募やプロジェクト実施上の制限はありますか。	科学技術イノベーションを効率的に進めるためにも産学官のパートナーシップの拡大が重要であることから、研究開発や社会実装の担い手となる企業等と連携した提案を歓迎します。 他方で、SATREPSは公的資金を原資とする競争的研究費制度であるため、企業による営利活動そのものや、収益の獲得を主たる目的とした研究開発は対象としておりません。
15	予算 (JST)	JST予算の「年間3,500万円」は上限額でしょうか。	絶対的な上限ではなく、研究費計画の目安です。 ただし、予算成立の状況等によっては、年間3,500万円を超える計画について、予算額の変更や調整を行う場合があります。 総額は、暫定期間の経費を含め、5年の計画の場合は1.75億円以内、4年の計画の場合は1.4億円以内、3年の計画の場合は1.05億円以内としてください（間接経費含む）。
16	予算 (JICA)	JICA予算に下限はありますか。	下限はございません。
17	予算 (JICA)	業務調整員に係る事務経費・人件費はJICA予算から支出できますか。	「JICAが業務調整員を派遣する場合」は、業務調整員にかかる事務手続き・人件費はJICAにて負担します。 「JICAが業務調整員を派遣しない場合」は、JICAと研究代表機関とで締結する契約の中に含まれる「一般管理費」から支出可能です。
18	予算 (JICA)	「機材供与」とは、現地での調達が困難な機材を、日本側で調達・供与することを指すのでしょうか。	プロジェクトの実施に必要な機材を調達・供与することを指し、調達は日本国内・相手国内のいずれでも可能です。まずは現地調達を基本にご検討いただき、現地での調達が困難な場合に日本調達をご検討ください。なお、調達手続きは日本国内・相手国内のいずれでの購入においても研究代表機関に実施していただきますのでその点もご注意ください。
19	予算 (JICA)	機材供与に係る関税はどのように精算されますか。	SATREPSでの機材供与は、相手国との国際約束に基づき免除されることが原則です。 輸入税（機材を日本から送る場合）、現地で機材を購入する際のV A T（現地の消費税等相当額）は、原則、積算しないで下さい。

20	予算 (JICA)	相手国企業への工事発注に係る費用を、JICA予算から支出することは可能ですか。	JICA予算から支出可能です。ただし、工事契約は研究代表機関にて実施いただくことを原則としており、具体的な発注方法や契約形態は、採択後に協議させていただきます。
21	予算 (JICA)	JICA予算で支出可能な経費と、相手国側で負担すべき経費の切り分けを教えてください。	JICA予算と相手国負担の区分は以下の通りです。 JICA予算：機材の購入費、輸送費、設置に係る経費 相手国負担：相手国研究者の人件費、事務所借上費、消耗品、供与機材の運用・維持管理費（電気料金や施設賃料等）、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当 詳細は、JST説明資料p9、JICA説明資料p10をご確認ください。
22	予算 (JICA)	採択後に機材供与計画を変更することは可能ですか。	採択後の大幅な計画変更（当初計画に含まれていなかったパイロットプラントの建設等）は原則として認められませんが、現地の実情を踏まえ、一定の計画変更が生じることは想定されます。 採択後に協議を行い、個別の事情を踏まえて判断いたします。
23	予算 (JICA)	相手国の行政機関を協力機関として参画させることは可能ですか。 また、行政機関が保有する設備の改修をJICA予算から支出することは可能ですか。	行政機関にも参画いただけます。社会実装の観点からも有効と考えられます。 ただし、JICA予算による行政機関への資金提供はできません。 行政設備の改修については、小規模かつ事業実施に必要な不可欠なものであれば計画に含めていただけますが、その適否を採択後に協議させていただきます。
24	その他	アフリカ諸国における採択事例を教えてください。	これまで採択したプロジェクトは全てSATREPS WEBサイトの「研究課題一覧」に掲載しております。 また、SATREPSの代表的な取り組みについては、WEBサイトの「活動事例」より詳細をご確認ください。
25	その他	スリランカと研究提案を申請するにあたり、満たすべき応募要件について教えてください。	日本側研究者の応募要件は、R9公募要領「2.7 応募要件」をご確認ください。 相手国側における応募要件は、各国のODA担当省庁もしくはJICA現地事務所にお問い合わせください。
26	その他	研究成果を社会実装し、最終的に経済的なインパクトを生み出す事業モデルの構築まで期待されているのでしょうか。	研究で得られた新たな知見や技術が製品化され市場に普及する、あるいは行政サービスに反映されるなどにより、社会や経済に便益をもたらす社会実装の構想を有することを求めています。社会実装に向けたアプローチをご提案ください。 研究拠点の機材整備や共同研究を通じた人材育成等により、自立的・持続的活動の体制構築が可能となることが期待されます。

27	その他	SATREPSはODA事業ですが、研究の新規性はどの程度重要な評価要素となりますか。	SATREPSは、ODA（国際協力）と科学技術の振興の両方を目的としたプログラムです。 選考においては、科学技術的な価値を評価する観点から、研究の新規性も重視されます。
----	-----	--	---